

第34回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月27日（月）午後1時30分

2. 場所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|
| 1 | 柚原 千秋 | 2 | 富倉 浩之 | 3 | 片岡 文洋 |
| 4 | 宮嶋 敏男 | 5 | 太田 福司 | 6 | 竹内 稔 |
| 7 | 原口 武実 | 8 | 宮本 明夫 | 9 | 吉田 義明 |
| 10 | 今村 昭仁 | 11 | 向井 良治 | 12 | 吉田 洋一 |
| 13 | 穀内 和夫 | 14 | 守澤 芳弘 | 15 | 牧田 日出男 |
| 16 | 金曾 浩文 | 17 | 金丸 栄省 | 18 | 鈴木 正喜 |

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第20号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について

日程第3 議案第21号 現況証明願いについて

日程第4 議案第22号 農地法第3条第1の規定による許可について

日程第5 議案第23号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

日程第6 議案第24号 農地法第4条の規定による許可について

日程第7 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第26号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

日程第9 議案第27号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

日程第10 議案第28号 令和2年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について

6. 事務局 吉田事務局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後2時47分

8. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第34回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、4番 宮嶋敏男委員、5番 太田 福司委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第20号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第20号農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は4件でございます。申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>議案第20号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番から4番を説明)</p> <p>なお、申請番号1番から4番について、別紙、確認書において、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件については成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>以上で、内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第20号、申請番号1番から4番について、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>日程第3、議案第21号、現況証明願いについての件を議題といたします。提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第21号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます現況証明願いは2件でございます。</p> <p>申し出のありました現況証明願いについて、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、申し出のありました土地の現況証明願いについて、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、申請番号1番及び2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>議案第21号、現況証明願いについて説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、宮嶋敏男 委員より報告願います。</p> |

| | |
|------|---|
| 宮嶋委員 | <p>議案第 21 号、1 番について報告いたします。</p> <p>1 番、(氏名)の案件について、畑から畑外に農地台帳地目を現況地目に変更するための申請であります。申請地は現在、牛舎、パーラー、バンカーサイロなどが建てられており、現状では、農地として活用することは困難な状態にありました。</p> <p>班で協議した結果、申請どおりで異議はありませんので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>次に、申請番号 2 番について、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第 2 班・班長、竹内稔 委員より報告願います。</p> |
| 竹内委員 | <p>議案第 21 号、2 番について報告いたします。</p> <p>2 番、(氏名)の案件について、畑から畑外に農地台帳地目を現況地目に変更するための申請であります。申請地は現在、牛舎、事務所、バンカーサイロなどが建てられており、現状では、農地として活用することは困難な状態にありました。</p> <p>班で協議した結果、申請どおりで異議はありませんので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 21 号、申請番号 1 番及び 2 番について、現況証明願いについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>日程第 4、議案第 22 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第 22 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>今回ご審議頂きます案件は2件でございます。</p> <p>内容は、所有権移転、賃貸借の各1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、申請番号1番及び2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>申請番号1番及び2番に関しまして別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する3条許可をすることができない要件には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付してありますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、申請番号1番について地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、原口武実委員から報告願います。</p> |
| 原口委員 | <p>譲受人の希望による売買案件です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>次に、申請番号2番について地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、太田 福司委員から報告願います。</p> |
| 太田委員 | <p>借主の希望による貸付案件です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 22 号、申請番号 1 番及び 2 番について、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>日程第 5、議案第 23 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第 23 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出は申請件数 1 件でございます。</p> <p>申請内容は、農用地への編入が 1 件でございます。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>議案第 23 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号 1 番及を説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班により調査報告を求めます。</p> <p>第 2 班・班長、竹内稔委員から報告願います。</p> |

| | |
|------|--|
| 竹内委員 | <p>大樹町から意見照会された農用地区域の編入の区域について、第2班で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、現況農地として活用されており農用地に編入することに支障はないと班では判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を採決いたします。</p> <p>異議のない旨、大樹町に回答することで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、意義のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> |
| 議長 | <p>日程第6、議案第24号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第24号、農地法第4条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます農地法第4条の規定による許可については2件でございます。</p> <p>内容は、バンカーサイロなど農業用施設建設のための農地転用の2件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは申請番号1番及び2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |

| | |
|------|---|
| 高橋主査 | <p>議案第24号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>また、別紙にチェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照いたします。</p> <p>なお、申請番号1番の案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要な案件となります。</p> <p>また、申請番号2番の案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため北海道農業会議への意見聴取はありませんが、農振法の許可が5月15日に予定しておりますので、本許可につきましても同じ5月15日を予定しております。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、竹内 稔委員から報告願います。</p> |
| 竹内委員 | <p>1番につきましては、経営規模の拡大に伴い、新たにバンカーサイロ1基と肉用牛育成舎1棟を建設するものです。</p> <p>既存バンカー及び育成舎との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>2番につきましては、経営規模の拡大に伴い、新たにバンカーサイロ1基を建設するものです。</p> <p>既存バンカーとの位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当と班では判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第24号、申請番号1番及び2番について、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>日程第7、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は16件でございます。</p> <p>内訳は、新規の賃貸借が12件、更新の賃貸借3件、更新の使用貸借1件でございます。</p> <p>内6件が4月15日開催した農地等あっせん委員会の生花地区の新規の賃貸借でございます。</p> <p>申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。</p> <p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>申請番号1番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容説明が終わりました。次に、申請番号1番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、金曾浩文委員より報告を求めます。</p> |
| 金曾委員 | <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は2年間とし、賃借料については周辺農地の価格などを参考に、両</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号、申請番号1番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>(議案に基づき番号2番を説明)</p> <p>申請番号2番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号2番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、原口武実委員より報告を求めます。</p> |
| 原口委員 | <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>これより議案第25号、申請番号2番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>(議案に基づき番号3番を説明)</p> <p>申請番号3番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容説明が終わりました。次に、申請番号3番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、原口武実委員より報告を求めます。</p> |
| 原口委員 | <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は11か月とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号、申請番号3番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号4番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |

| | |
|------|---|
| 高橋主査 | <p>(議案に基づき番号4番から8番を説明)</p> <p>申請番号4番から8番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号4番から8番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、富倉浩之委員より報告を求めます。</p> |
| 富倉委員 | <p>4番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>5番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>6番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>7番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>8番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号、申請番号4番から8番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号9番から12番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>(議案に基づき番号9番及び12番を説明)</p> <p>申請番号9番から12番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号9番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、金曾浩文委員より報告を求めます。</p> |
| 金曾委員 | <p>9番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号10番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、原口武実委員より報告を求めます。</p> |
| 原口委員 | <p>10番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>両者に価格を提示し、了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号11番の内容について地区担当委員より報告を求めます。 地区担当委員、宮本明夫委員より報告を求めます。</p> |
| 宮本委員 | <p>11番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。 賃貸借期間は2年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号12番の内容について地区担当委員より報告を求めます。 地区担当委員、片岡文洋委員より報告を求めます。</p> |
| 片岡委員 | <p>12番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。 賃貸借期間は7ヵ月とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号、申請番号9番から12番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長代理 | <p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>それでは、申請番号13番の内容について事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>(議案に基づき番号13番を説明)</p> <p>申請番号13番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長代理 | <p>内容の説明が終わりました。申請番号13番については、賃貸借の更新のため地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号、申請番号13番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>それでは、申請番号14番及び15番の内容について事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>(議案に基づき番号14番及び15番を説明)</p> <p>申請番号14番及び15番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。申請番号14番及び15番については、賃貸借の更新のため地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号、申請番号14番及び15番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 それでは、申請番号16番の内容について事務局より説明を求めます。</p> |
| 高橋主査 | <p>(議案に基づき番号16番を説明)</p> <p>申請番号16番につきまして、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付し、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数等を記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。申請番号16番については、使用貸借の更新のため地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号、申請番号16番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>日程第8、議案第26号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての件を議題といたします。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第26号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます、活動の点検・評価につきましては、農業委員会等に関する法律、第37条「情報の公表」において、農業委員会の運営の透明性を確保するように定められているため、実施するものであります。2月の委員協議会により農政委員会に付託されておりました。</p> <p>4月8日に、農政委員会で、活動の点検・評価をご審議いただき、その後10日縦覧し、意見がありませんでしたので、提案申し上げる次第です。</p> <p>ご審議の方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第26号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案に基づき内容を説明)</p> <p>以上で令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価についての説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。</p> <p>農政委員長、片岡文洋委員より報告を求めます。</p> |
| 片岡委員 | <p>議案第26号について、報告いたします。</p> <p>2月の委員協議会の際に農政委員会に付託された案件でございます。</p> <p>4月8日に農政委員会を開催いたしております。</p> <p>事務局作成の点検・評価書をもとに内容を審議いたしました。</p> <p>農政委員会においては、事務局で作成した、本点検・評価書を了承し、本総会に諮ることとしております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第26号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価についての件を採決いたします</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>日程第9、議案第27号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第27号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての提案説明を申し上げます。</p> <p>議案第26号と同様、農業委員会等に関する法律、第37条「情報の公表」において、農業委員会の運営の透明性を確保するように定められているため、実施するものであります。</p> <p>2月の委員協議会により農政委員会に付託されておりました。</p> <p>4月8日に、農政委員会で、活動計画をご審議いただき、その後10日縦覧し、意見がありませんでしたので、ご提案申し上げる次第です。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第27号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案に基づき内容を説明)</p> <p>以上で、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願ひます。</p> <p>農政委員長、片岡文洋委員より報告を求めます。</p> |

| | |
|------|--|
| 片岡委員 | <p>議案第27号について報告いたします。</p> <p>議案第26号と同じく2月の委員協議会の際に農政委員会に付託された案件でございます。</p> <p>4月8日に農政委員会を開催いたしております。</p> <p>事務局作成の活動計画書をもとに内容を審議いたしました。</p> <p>農政委員会においては、事務局で作成した、本活動計画書を了承し、本総会に諮ることとしております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第27号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を採決いたします</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>日程第10、議案第28号、大樹町会農地等の利用最適化の推進に関する指針についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第28号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農業委員会に関する法律、第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する「目標」と「方法」を指針で定めるよう努めなければならない、農地利用最適化交付金事業の実施のため、この指針を定めることが義務付けられております。</p> <p>これらの事から、令和2年度の大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について、ご審議いただきたく、宜しくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 吉田局長 | <p>議案第28号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について説明を申し上げます。</p> <p>(議案に基づき内容を説明)</p> <p>以上の3点を令和2年度における大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針として定めるものであります。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p> <p>以上でご説明とさせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。</p> <p>農政委員長、片岡文洋委員より報告を求めます。</p> |
| 片岡委員 | <p>議案第28号について報告いたします。</p> <p>先のご審議いただいた議案2件と同様に、2月の委員協議会の際に農政委員会に付託された案件であります。</p> <p>4月8日に農政委員会を開催し、指針の内容について審議致しました。</p> <p>農政委員会では、令和2年度の活動計画書を元に指針が定められており、双方にかい離がないことから了承し、本総会に諮ることとしております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第28号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針についての件を採決いたします</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| 議長 | <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全て終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p> |

| | |
|------|---|
| 吉田局長 | 次回の総会につきましては、5月27日「水曜日」を予定しておりますので、よろしくお願いたします。 |
| 議長 | 以上をもって、第34回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。 |

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和2年4月27日

会 長

委員 (4 番)

委員 (5 番)